

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
有限会社 立場佐藤商店	栃木県那須塩原市東町7-20

2 指名停止措置期間

- 令和8年9月29日から令和8年12月28日まで（3箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 市発注の「令和8年度那須塩原市健康長寿センター灯油購入単価（令和8年10月分）」について、令和8年9月10日に契約を締結したにもかかわらず、入札した金額では灯油を納入できないとして契約解除申出届を提出し、契約を解除するに至った。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表19の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表19の項>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 19 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共壘社108番地2
電話：0287-62-7114